

医政第654号
平成24年9月19日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)

医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の
管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法
施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの
の一部改正について

このことについて、厚生労働省医政局医事課長から別添のとおり通知がありま
したので、お知らせします。

なお、下記関係団体へは別途周知しておりますので、申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県薬剤師会
社団法人 熊本県看護協会
一般社団法人 全日本病院協議会熊本県支部
熊本県公的病院長会
全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策課 総務・医事班(担当:富野)

TEL: 096-333-2205

FAX: 096-385-1754

メール: tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp